



山形県公報

令和2年12月25日(金)
第167号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……1248

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……1251
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(商業・県産品振興課) ……同
- 指定代理納付者の指定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……1252
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1253
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1254
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……1255
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

教育委員会関係

規 則

○山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………1256

公 告

- 令和3年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……1257
- 同……………(同) ……1258
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1259
- 同……………(同) ……1260
- 同……………(同) ……1261
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……1262

規則

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第75号

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則

山形県調理師法施行細則（昭和34年7月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）の施行については、法、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「令」という。）及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条中「規則」を「省令」に改め、同条第1号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第2号中「第3条第1項第2号、」を「法第3条第2号、」に改め、同条第3号中「申請書」を「申請書及び令第13条第1項の規定による免許証書換交付の申請書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別記様式第2号（表面）中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に、「第57条」を「（昭和22年法律第26号）第57条」に改め、同様式（裏面）中「山形県収入証紙 ちょう付欄」を「山形県収入証紙 貼付欄」に改める。

別記様式第3号中「きょう正施設」を「矯正施設」に、

年	月	日	証明者住所
			証明者電話番号
			証明者地位
			証明者氏名 ㊟

注 (1) 原則として、当該施設長が証明すること。ただし従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

(2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届のしてある印鑑を用い印鑑証明を添付すること。

(3) 給食施設の開業年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して提供する施設として開始した年月日をいうものであること。

を

年	月	日	証明者
			住所又は所在地
			氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
			電話番号

に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

県証紙
貼付欄

年 月 日

山形県知事 殿

〒
住 所 _____
氏 名 _____
(記名押印又は署名)
電話番号 _____

調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書

下記のとおり変更を生じたので、^{名簿の訂正}免許証の書換え交付^{第11条第1項}をしてくださるよう調理師法施行令^{第13条第1項}の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 登録番号 第 _____ 号 登録 年 月 日
- 2 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふ り が な 氏 名		
性 別		

- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更の事由
婚姻 ・ 離婚 ・ 転籍 ・ その他 ()
- 5 旧姓又は外国人における通称名併記の希望の有無
有(旧 姓 :) ・ 無
有(通称名 :) ・ 無

添付書類

- 1 調理師免許証（免許証の書換え交付が必要な場合のみ添付すること。）
- 2 変更の事実を証する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し等）

別記様式第5号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、
「氏 名 _____」を氏名 _____ に、住所 _____ に、
(記名押印又は署名) (記名押印又は署名) 本籍地 _____ 住所 _____
氏 名 _____ 氏 名 _____

に、「失そう」を「失踪」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

別記様式第7号中 「**県証紙
よう付欄**」 を 「**県証紙
貼付欄**」 に、「山形県知事 氏 名 殿」を

「**本籍地**」に、「**住所**」を 「**本籍地**」に改める。
氏 名 氏 名

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号

調理師名簿

登録番号	第 号	登録年月日	
カナ 氏名		性別	
		生年月日	
現住所	〒	本籍地	
資格事項	資格の種別		
	資格取得日	交付年月日	
	資格証書番号		
	試験地		
	養成施設		
抹消日	抹消事由		
備考			

発行種別	概要	実施年月日	事由	内容

処分年月日	処分開始日	処分終了日	処分内容

附 則

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号から別記様式第7号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第856号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和2年12月1日招集した山形県議会定例会は、同月18日閉会した。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第857号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人徳洲会庄内余目病院	東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで

山形県告示第858号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名 称 株式会社さとふる

(2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号

3 委託期間 令和2年11月6日から令和3年3月31日まで

山形県告示第859号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定代理納付者の名称及び住所

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番2号

2 指定代理納付者に納付させることができる歳入

山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者による歳入の納付の事務の開始日

令和2年11月6日

山形県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市旅籠町二丁目1番地から		旧	38.0メートル	74メートル
同 535番5まで			20.0	
山形市旅籠町二丁目1番地から		新	38.0メートル	78メートル
同 535番1まで			5.6	

山形県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字大向山外34国有林70林班よ小班から
同 水上山外34国有林71林班イ小班まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

山形県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 米沢市六郷町西江股八十刈430番2から
同 井戸尻649番9まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月25日

山形県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上安田字竹ノ内249番地先から 同 安田字一ノ上119番地先まで	旧	11.5 メートル } 9.8	180 メートル
酒田市上安田字竹ノ内249番地先から 同 北田165番地先まで		18.9 メートル } 15.2	182 メートル
酒田市上安田字竹ノ内249番地先から 同 安田字一ノ上119番地先まで	新	11.5 メートル } 9.8	180 メートル
酒田市上安田字竹ノ内249番地先から 同 北田165番地先まで		18.9 メートル } 15.2	182 メートル
酒田市上安田字北田130番から 同 安田字一ノ上119番まで		22.0 メートル } 9.8	140 メートル

山形県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月25日から令和3年1月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上安田字北田130番から
同 安田字一ノ上119番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月12日

山形県告示第865号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市の一部（赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年8月12日から令和3年1月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第866号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年11月11日から令和3年1月8日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量、GNSS水準測量）

山形県告示第867号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年12月1日から令和3年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

山形県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市中野俣地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年6月15日から同年10月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第869号

令和2年7月県告示第583号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する地域

（変更前） 西置賜郡小国町南西部

（変更後） 西置賜郡小国町南西部及び北東部

山形県告示第870号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・16号沼木中屋敷線、3・4・405号天童中山線及び3・6・4号成沢長谷堂線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 3・4・16号沼木中屋敷線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 山形市富神台及び中屋敷並びに大字門伝字樋渡及び字中田地内
 - (2) 3・4・405号天童中山線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 山形市大字中野目字砂田及び字大田並びに字屋敷添及び字赤坂地内
 - (3) 3・6・4号成沢長谷堂線
 - イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 山形市成沢西四丁目、蔵王成沢字町浦、東二位田、大字片谷地字谷地、大字松原字谷地、大字津金沢字中谷地、大字谷柏元下谷柏、字石田前、字石田、字鼠谷地、字中谷地、字上谷柏、字中谷柏、字前田及び字なし並びに大字谷柏元上谷柏字中谷柏、字石田、字石田前、字上谷柏、大字長谷堂字御手作、字萩原及び大字二位田字割目地内

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

山形県告示第871号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画緑地
- (2) 名 称 7号庄内空港緩衝緑地

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市浜中字西割及び字七窪地内
- (2) 削除する部分 酒田市浜中字西割及び字七窪地内

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第872号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
橋本 正一	長井市四ツ谷二丁目1番29号	長井市新町6番6号	令和 2.12.25

山形県告示第873号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
氏 名	住 所		
神田 祐一	米沢市諸仏町3687番地	同 左	令和 2.12.31

教育委員会関係

規 則

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第15号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則（昭和41年7月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び休場日」及び「（山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日）」を削る。

第10条第2項中「又は入場」を削る。

第11条中「又は入場」及び「又は退場」を削る。

別記様式第2号乙中

体 育 館
武 道 館
陸上競技場

 を

体 育 館
武 道 館

 に、「退館（場）」を「退館」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	令和3年4月17日（土）	午前10時30分から午後4時30分まで	別途指定する。
	令和3年4月18日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	令和3年7月4日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

受験申請書を令和3年1月29日（金）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和3年1月29日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

3 その他

(1) 令和3年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、令和3年1月18日（月）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。

- イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
- ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法

(2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ青田店
山形市青田四丁目634番地1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信

3 変更年月日

令和2年3月1日

4 届出年月日

令和2年11月13日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ青田店
山形市青田四丁目634番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 辻 雅信
- 3 変更する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後9時
(変更後) 終日
- 4 変更年月日
令和2年12月1日
- 5 届出年月日
令和2年11月13日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン寒河江中央
寒河江市ほなみ二丁目1番地の9
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株式会社 マルトク	南陽市蒲生田1927番地2	佐 藤 彰 彦

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信
株式会社 マルトク	南陽市蒲生田1927番地2	佐 藤 彰 彦

3 変更年月日

令和2年3月1日

4 届出年月日

令和2年11月13日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン寒河江中央
寒河江市ほなみ二丁目1番地の9

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 辻 雅信

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 151平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 182平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時まで

(変更後) 終日

4 変更年月日

令和2年12月1日

5 届出年月日

令和2年11月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高松店

寒河江市大字高松字西覚寺274外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	辻 雅 信

3 変更年月日

令和2年3月1日

4 届出年月日

令和2年11月13日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年4月26日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高松店
寒河江市大字高松字西覚寺274外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 辻 雅信

3 変更する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後9時まで
(変更後) 終日

4 変更年月日

令和2年12月1日

5 届出年月日

令和2年11月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年12月25日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 全身用血管造影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和2年11月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
アジア株式会社 山形市あこや町一丁目5番10号
- 5 落札金額 164,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年9月23日